

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正案について

令和 6 年 12 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

令和 5 年 12 月、スタートアップ企業等への成長資金の供給を促進させるため、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書¹において、株式投資型クラウドファンディングの活性化に関する施策が取りまとめられた。

それに伴い、本年 2 月より、「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」にて、日証協規則における対応について検討を行ったところである。

今般、同ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

(1) 会員等の審査について、発行者が有価証券届出書を提出する場合にあっては、企業内容等の適切な開示に関する事項を審査項目として追加する。

(第 4 条第 1 項第 10 号)

(2) 顧客から要請がある場合に限り、音声通話での説明を可能とする。

(第 9 条第 1 項第 12 号、第 12 条)

(3) 会員等が発行者について審査を行っている旨及びその審査項目を公表すべき旨を明確化する。

(第 9 条第 1 項第 22 号)

(4) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、令和●年●月●日から施行する（改正の日から施行することとする。）。

以 上

¹ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書（2023 年 12 月 12 日公表）https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212/01.pdf

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和6年12月17日（火）から令和7年1月15日（水）17:00 まで
（必着）

② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：

<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=11>

(2) 意見の記入要領

件名を「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則の一部改正に関する意見」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正案について

令和 6 年 12 月 17 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
<p>第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務</p> <p>(発行者についての審査)</p> <p>第 4 条 会員等は、株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、店頭有価証券について、第 17 条の規定により当該会員等が策定した社内規則に従って、あらかじめ次の各号に掲げる事項について厳正に審査を行わなければならない。</p> <p>1～9 (現行どおり)</p> <p><u>10 金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書を提出するもの</u>については<u>企業内容等の適切な開示</u></p> <p>2～4 (現行どおり)</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p> <p>第 9 条 会員等は、<u>株式投資型クラウドファンディング業務を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 に定める措置と同様の措置を講じなければならない。</u></p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 顧客が取得する店頭有価証券につき、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示が義務付けられていない場合には、その旨</p> <p>5～11 (現行どおり)</p> <p>12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。</p> <p>13～21 (現行どおり)</p> <p><u>22 会員等が第 4 条第 1 項に基づき発行者についての審査を行っている旨及びその審査項目</u></p>	<p>第 2 章 株式投資型クラウドファンディング業務</p> <p>(発行者についての審査)</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>1～9 (省 略) (新 設)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供)</p> <p>第 9 条 会員等は、<u>金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</u></p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 顧客が取得する店頭有価証券につき、金商法に基づく開示又は金融商品取引所の規則に基づく情報の適時開示と同程度の開示は義務付けられていないこと。</p> <p>5～11 (省 略)</p> <p>12 会員等は株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱う店頭有価証券及びその発行者に関する投資者からの照会に対して、<u>電話又は訪問の方法等、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。</u></p> <p>13～21 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p>23 前各号に掲げるもののほか、会員等 が必要と認める事項</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(勧誘手法併用の禁止) 第 12 条 会員等は、金商業等府令第 6 条 の 2 各号に規定する方法以外の方法によ り、株式投資型クラウドファンディング 業務に係る投資勧誘を行ってはならない。</p> <p>(発行者による事後の定期的な情報提供) 第 16 条 会員等は、株式投資型クラウド ファンディング業務に係る顧客の応募代 金の払込後において、当該株式投資型ク ラウドファンディング業務に係る店頭有 価証券の発行者 (<u>金商法第 24 条第 1 項に 規定する有価証券報告書を提出しなけれ ばならない者を除く。)</u> が当該店頭有価証 券を取得した顧客に対して事業の状況に ついて定期的に適切な情報を提供するこ とに関し、当該発行者との間で契約を締 結しなければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和●年●月●日から施行 する (改正の日から施行することとす る。)</p>	<p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(勧誘手法併用の禁止) 第 12 条 会員等は、<u>電話又は訪問の方法 等、</u>金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定 する方法以外の方法により、株式投資型 クラウドファンディング業務に係る投資 勧誘を行ってはならない。</p> <p>(発行者による事後の定期的な情報提供) 第 16 条 会員等は、株式投資型クラウド ファンディング業務に係る顧客の応募代 金の払込後において、当該株式投資型ク ラウドファンディング業務に係る店頭有 価証券の発行者が当該店頭有価証券を取 得した顧客に対して事業の状況について 定期的に適切な情報を提供することに関 し、当該発行者との間で契約を締結しな ければならない。</p> <p>2 (省 略)</p>